

医療費通知を受け取られた方へ

山口県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に、後期高齢者医療保険で医療機関等に受診した医療費の額をお知らせすることによって、健康に対する認識を深めていただくとともに、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくために、医療費通知書をお届けしています。

発行回数は年2回で、11月～12月診療分を6月下旬、1月～10月診療分を1月下旬に発送しています。

この医療費通知書は、あなたの受診分のお知らせであり、請求書ではありません。

医療費通知の見方

医療費通知書には、あなたがかかれた病院や薬局等の医療機関名と通院（入院）日数とそのときにかかった医療費の総額とご自身の負担相当額が記載されています。

診療年月

- ・医療費の請求につきましては、第三者機関による審査を経て行われるため、通知内容の期間は3ヶ月以上前のものになります。
- ・なお、医療機関等からの請求が遅れた場合など、医療費通知書に表示されない場合があります。

診療区分

- ・医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復、鍼灸、マッサージのいずれかが記載されています。
- ・また、医科と歯科の場合は、入院か外来かの区分も記載されています。

日数

- ・あなたが医療機関等で入院（通院）された日数が記載されています。
- ・電話等で病状診断を受けた場合や、受診者に代わって家族が薬を受け取りに行った日も含まれる場合があります。

医療費の総額

- ・保険診療の対象となった費用の総額（10割）が記載されています。あなたが医療機関等の窓口で負担した額ではありません。
- ・薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、入院時の室料差額、歯科保険外診療などの保険給付以外の費用及び食事・生活療養費の額は含まれていません。

自己負担相当額

- ・医療費の総額のうち1割（所得が一定以上の世帯に属する方は2割又は3割）に相当する額が記載されています。ただし、自己負担限度額を超えている場合は、限度額が記載されています。
※令和4年10月1日から2割の負担区分が追加されています。

入院時食事代等負担額

- ・あなたが入院期間中の食事代として負担した金額です。
- ・療養病床に入院された方は居住費も含まれています。

よくあるご質問

◆医療費控除の申告に使えますか？

今回送付した医療費通知書は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。なお、11月、12月診療分の医療費については、確定申告手続きまでに通知をお届けすることが困難なため、別途、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります。また、医療費控除の対象となる支出で、本通知書に記載されていないものがある場合も同様に「医療費控除の明細書」を作成していただく必要があります。（これらの場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）

また、本医療費通知書の自己負担相当額は、実際にご自身が医療機関等で負担された額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば、自己負担相当額の欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

◆再発行はできますか？

お住まいの山口県内市町窓口（または本広域連合のホームページ上）に届出書がありますので、ご提出ください。

再発行については、原則として受付後に本人宛に郵送いたします。

※本人と届出人が異なる場合やお急ぎで必要な場合は、お問い合わせください。

本通知の記載内容にご不明な点がございましたら、本広域連合までご連絡ください。

問い合わせ先

山口県後期高齢者医療広域連合事務局
業務課 医療給付係
TEL 083-921-7113



国からのお知らせ

マイナンバーカードの保険証利用登録を行った方は、マイナポータルで診療・薬剤情報・医療費・特定健診情報等が閲覧可能となりました。
ご自身の健康管理等にご活用ください。